

令和元年 地方分権改革に関する提案募集

森林所有者に関する固定資産税 情報の利用可能な範囲の拡大

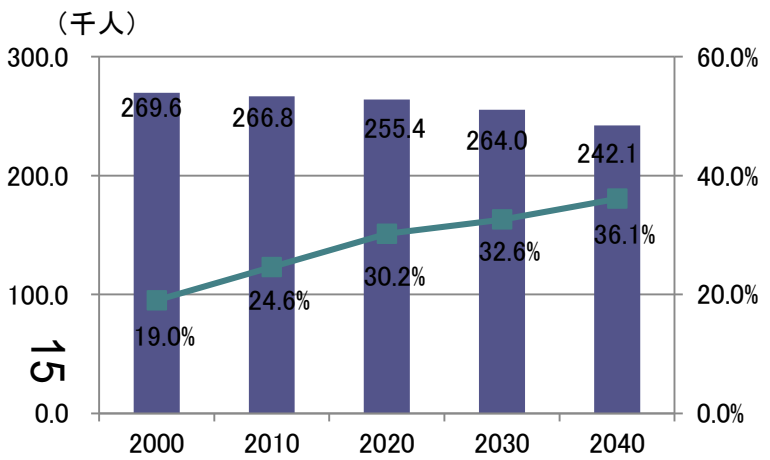
14



令和元年7月12日
福井県福井市

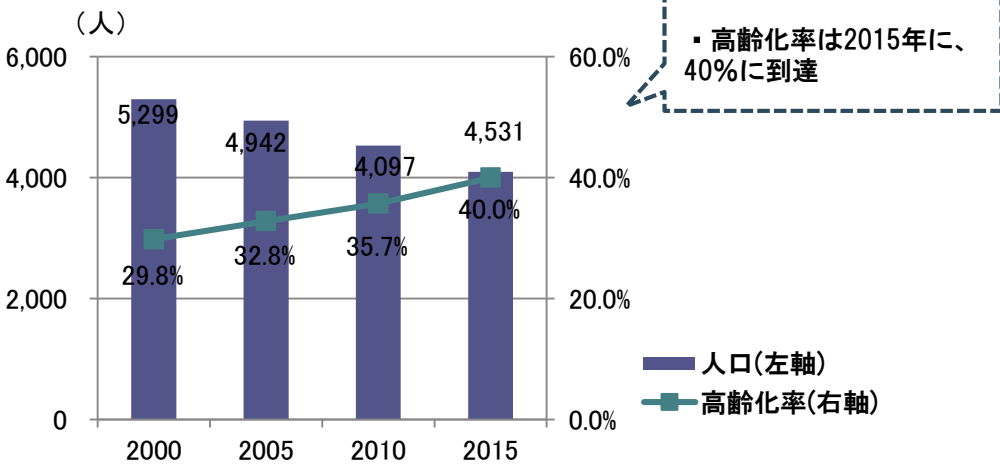
福井市の現状 1

◆ 福井市の人口と高齢化率の推移（社人研推計含む）



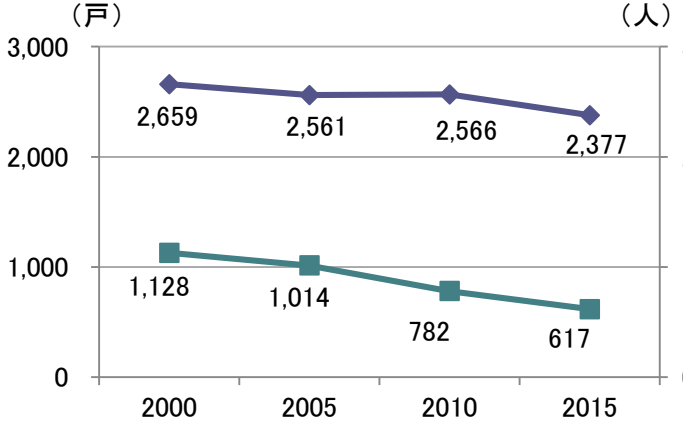
・人口は2040年までに、約3万人、約1割減少
 ・高齢化率は36%超に上昇

◆ 福井市美山地区における人口と高齢化率の推移



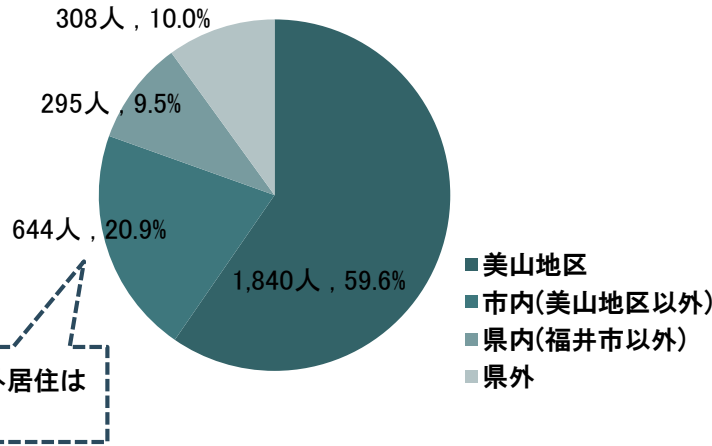
・高齢化率は2015年に、40%に到達

◆ 福井市の林家数と林業労働力の推移



・林家数、林業労働力ともに右肩下がり
 ・林業労働力は2015年までの15年で約半減

◆ 福井市美山地区における森林の所有者の状況

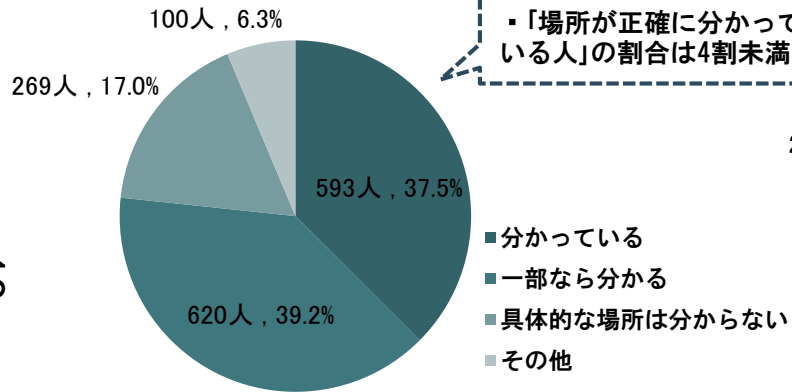


・地区外居住は4割超

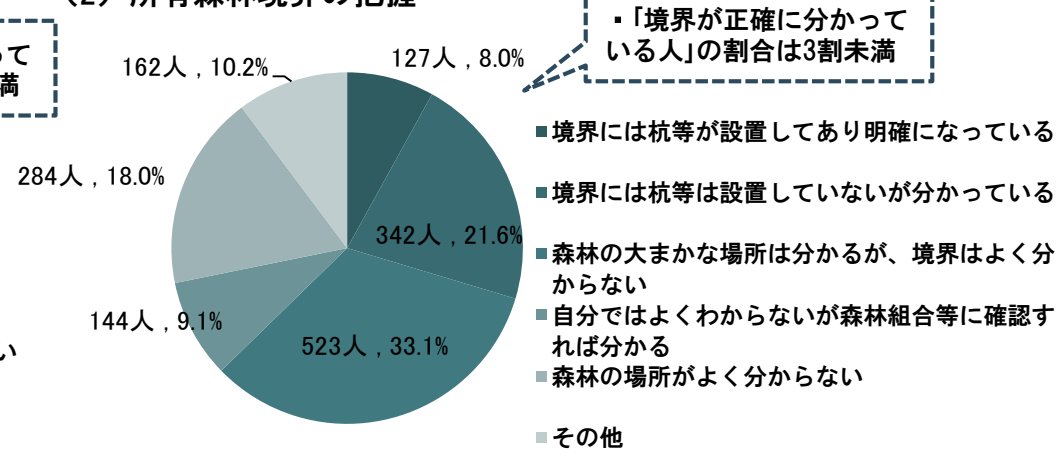
福井市の現状 2

◆ 森林組合員に対する森林に関するアンケート結果

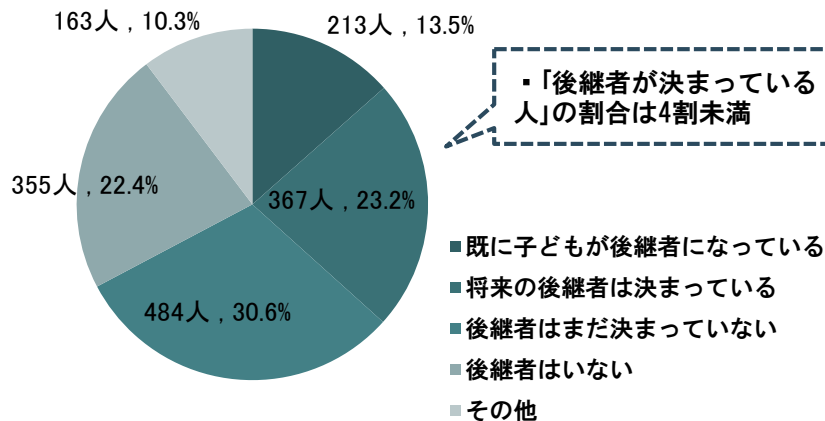
(1) 所有森林の場所の把握



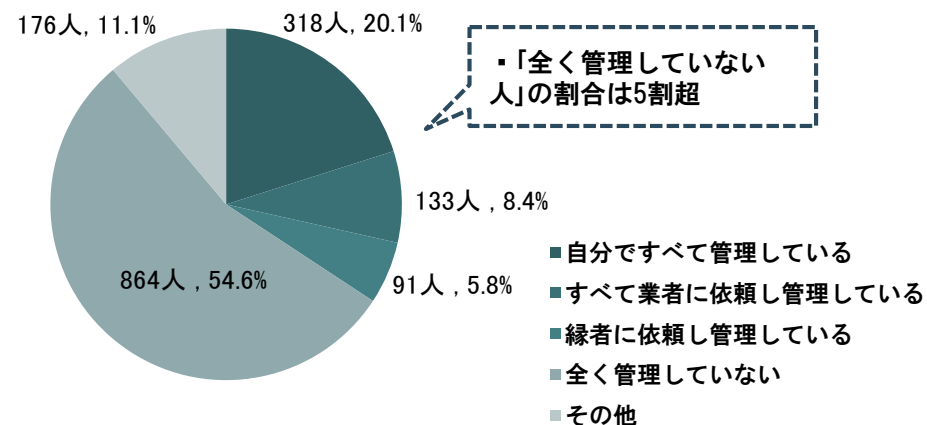
(2) 所有森林境界の把握



(3) 森林管理の後継者



(4) 森林管理の実施



森林法に基づく森林所有者の把握について

■ 平成23年森林法改正

趣旨

森林施業の実施の効率化を図る上で重要な施業集約化を推進するため、森林所有者の把握を円滑に行えるよう措置する。

概要

○新たに森林の土地の所有者となった者に届出義務を課す（第10条の7の2第1項関係）

○森林所有者等に関する情報を、利用目的以外の目的のために行政機関内部で利用可とする（第191条の2第1項関係）

森林法(抄)

(森林の土地の所有者となつた旨の届出等)

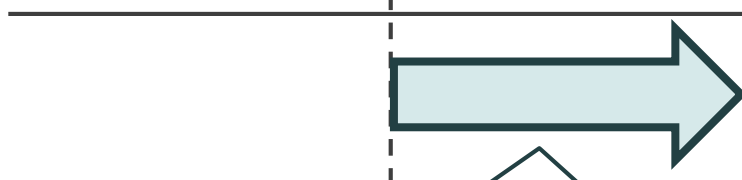
第十条の七の二第一項 地域森林計画の対象となつて
いる民有林について、新たに当該森林の土地の所有者
となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市
町村の長にその旨を届け出なければならない。

(森林所有者等に関する情報の利用等)

第百九十一条の二第一項 都道府県知事及び市町村の
長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する
森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情
報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外
の目的のために内部で利用することができる。

■ 課税台帳記載情報の利用範囲

H24.4.1



平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者
となつた旨の届出の義務がある者に関する登記簿と
異なる課税台帳記載情報に限定

固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する 情報の利用について

(平成24年3月26日付け23林整計第342号林野庁森林整備部計画課長通知)

1 提供を受けることが可能な情報について

固定資産課税台帳に記載されている森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条の規定に基づき、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となつた旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととなることから、市町村林務部局は地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることが可能である。

林地台帳制度

平成28年森林法改正

趣旨

市町村が森林の所有者等の情報を整備し、施業集約化の担い手に提供することにより効率的な森林整備を促進する

概要

市町村が林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する仕組みを創設する

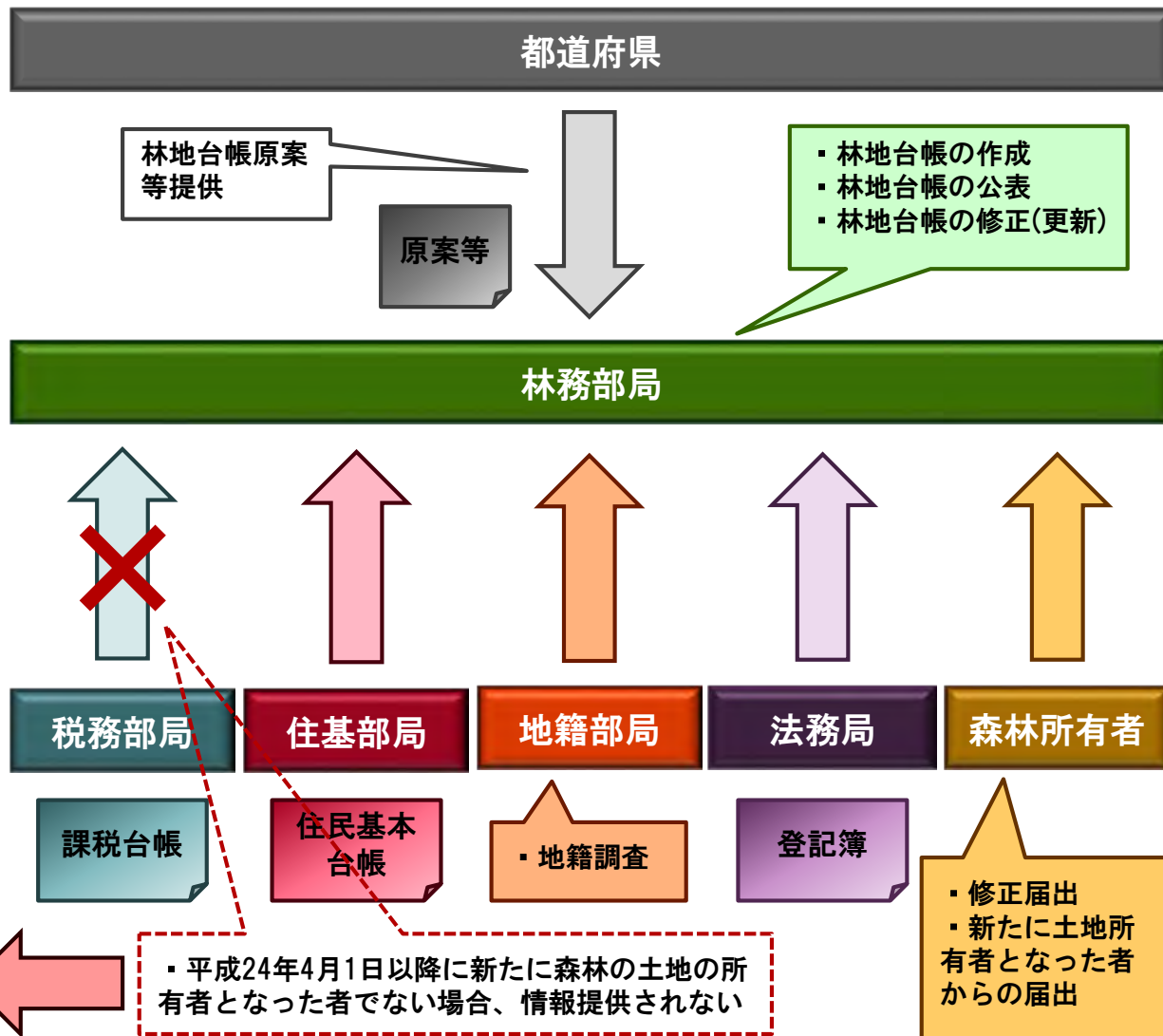
林地台帳とは

○森林の施業の集約化等を推進するため、市町村が林地の所有者や境界測量の状況などの情報を地番毎に記録する台帳

課題

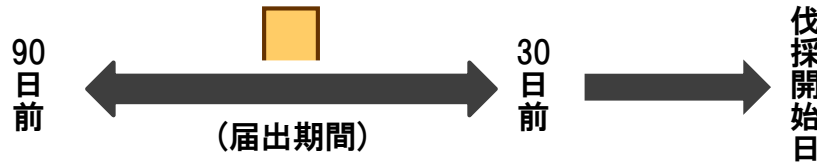
○林地台帳の精度が上がらない

○林地台帳全体に対する信頼性の低下



伐採及び伐採後の造林の届出等の制度

森林所有者等



19

届出書

・届出書と森林部局が把握している情報とが不一致

林務部局

税務部局

・平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者でない場合、利用不可

森林法(抄)

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第十条の八第一項 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。

支障事例

- 場合によっては、現地で関係者への聞き取りなど調査を行わなければならない、届出書の記載内容が適正であるかを判断するのに多大な労力と日数を要することとなる
- 受理等の作業が大幅に遅延すると、伐採開始を後ズレさせざるを得なくなる
- 最終的に所有者が特定できない場合には受理自体ができなくなる

- ① 森林簿や林地台帳等を確認して、法務局にて不動産登記簿(全部事項証明書)公用請求
- ② 不動産登記簿上の所有者氏名及び住所と住民基本台帳の氏名及び住所の照合
- ③ 転出先へ住民票の公用請求(主に転出、登記簿の所有権の移転日が新しい場合)
- ④ 本籍地へ戸籍謄本及び戸籍の附票の公用請求(主に死亡、現所有者照会にて不明の場合)
- ⑤ 税務部局へ課税台帳記載情報の照会

包括承継の届出

森林経営計画制度における包括承継

○森林経営計画の認定請求をした者又は認定森林所有者等が死亡したり、合併により解散したり又は分割をした場合には、その包括承継人に対してのみ、当該森林経営計画に係る一切の権利、義務が承継され、森林経営計画は引き続き有効なものとして取り扱われる。

森林法(抄)

(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)
 第十七条第一項 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく農林水産省令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認定森林所有者等が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

森林所有者

届出書

・届出書と森林部局が把握している情報とが不一致

林務部局

・平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者でない場合、利用不可

税務部局

支障事例

○場合によっては、現地で関係者への聞き取りなど調査を行わなければならない、届出書の記載内容が適正であるかを判断するのに多大な労力と日数を要することとなる

○森林施業のための同意が得られなかったり、収益の分配などにおいてトラブルにつながったりする恐れがある

森林経営管理制度

■ 森林経営管理法（一部抜粋）

趣旨

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資すること

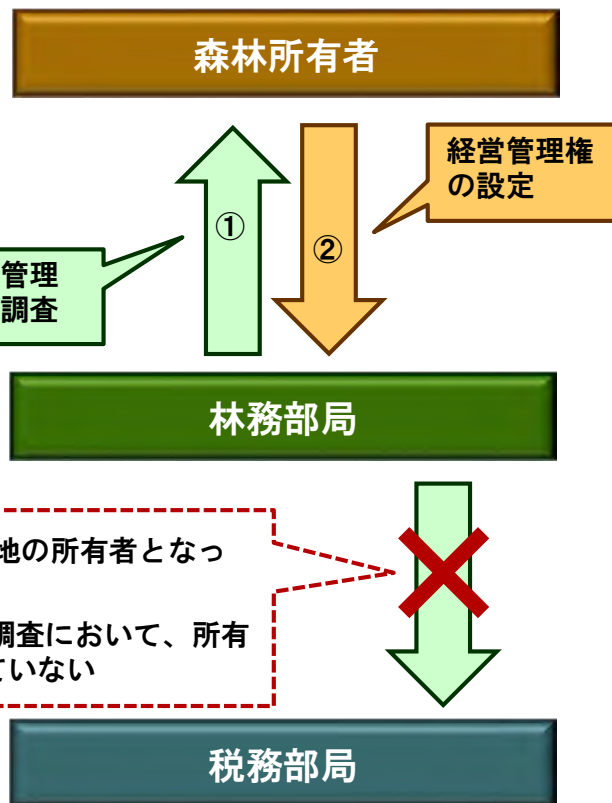
概要

- 経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認
- 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける
- 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託

運用

○経営管理意向調査の計画的実施

できる限り早急に経営管理の確保を図るため、施業の間隔を踏まえ、最長でも15年で当該市町村の区域内に存する対象森林について当該調査を実施することを目安として、毎年、計画的に実施するよう努めるものとする。



支障事例

- 場合によっては、現地で関係者への聞き取りなど調査を行わなければならない、所有者を特定するのに多大な労力と日数を要することとなる
- 対象者約14,500名のうち推計約1,600名について所有者を特定できない恐れがある
- 林野庁が言う「最長でも15年で実施」の達成が極めて困難となる

林道整備に係る土地利用承諾書の提出

林道の整備

○森林法第193条の規定に基づく補助事業(森林環境保全整備事業等)により、あるいは森林・林業基本法第12条などにより、森林の適正な整備を推進するため、森林の施業を効率的に行うための施設として林道を整備する場合、必要な用地(林道用地、残土処理場等)を無償で使用するにあたり「土地使用承諾書」を森林所有者から提出してもらうこととしている

22

森林法(抄)

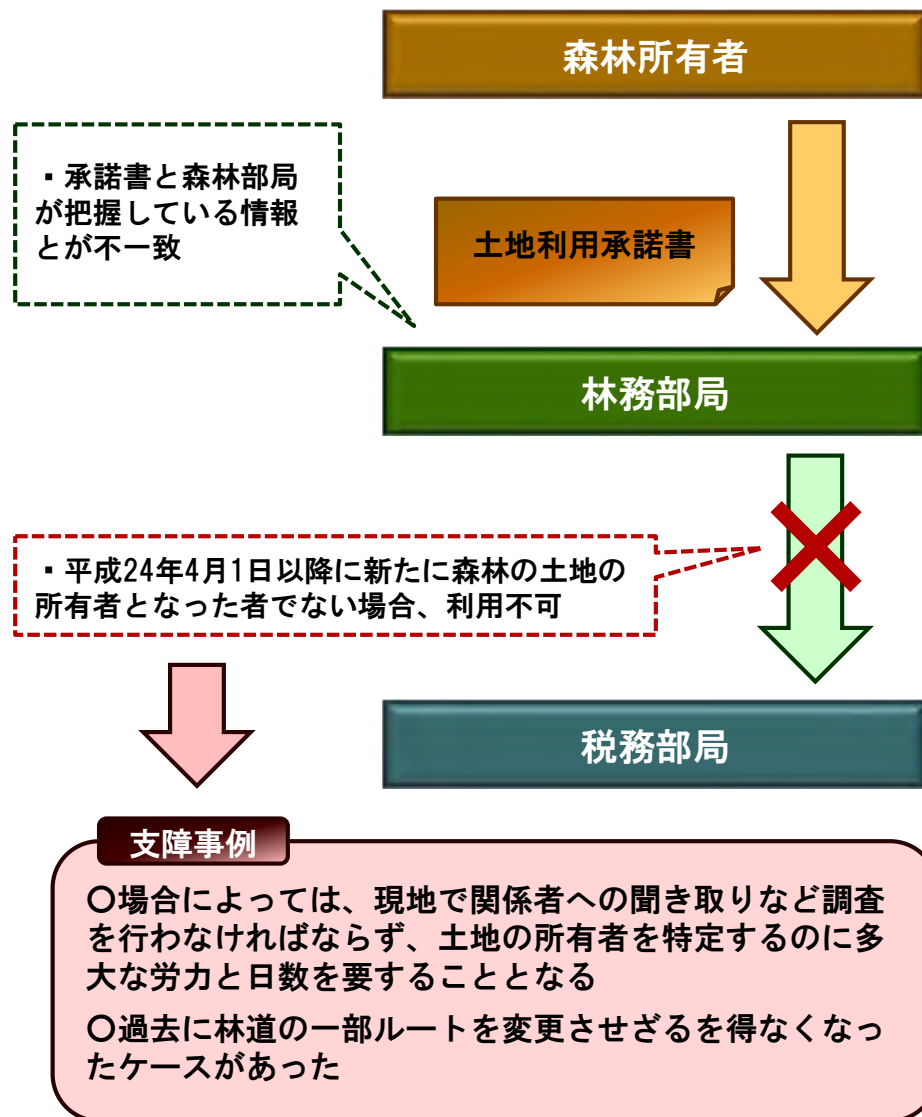
(国庫の補助)

第百九十三条 国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき、都道府県が自ら行う場合にあってはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあってはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

森林・林業基本法(抄)

(森林の整備の推進)

第十二条第一項 国は、森林の適正な整備を推進するため、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進、これらの森林の施業を効率的に行うための林道の整備、優良種苗の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

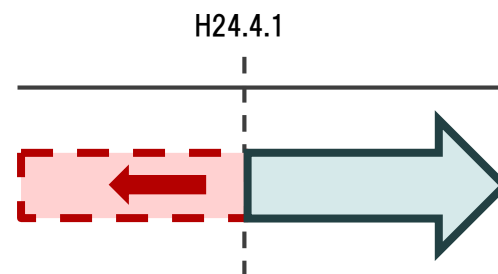


福井市からの提案

提案内容

森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにする

■ 課税台帳記載情報の利用範囲



制度改正による効果

○現在膨大な事務量が発生している森林所有者の特定などの作業について、森林所有者の早期把握など地方自治体の事務の効率化・迅速化につながる

○森林の適正な管理や経営について円滑な運用が可能となることにより、森林法や森林経営管理法の目的である林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することとなる

令和元年度 地方分権改革に関する提案

森林所有者等に関する固定資産税 情報の利用可能な範囲の拡大

24

令和元年7月12日
高知県



提案の内容

固定資産課税台帳の内部利用の拡大

現行：平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった者の情報に限定

提案：制限をなくし内部利用の拡大を行う

25

効果

森林法・森林経営管理法の円滑な運用
地方自治体の事務負担の軽減及び効率化

森林の適切な整備と経営管理が推進され、
森林の有する多面的機能が発揮される

提案の背景

不明森林所有者の増加

- 所有者の不在村化、相続後の未登記等から、**所有者の特定が困難な森林の増加**

26 森林整備に支障

- 林道整備に必要な**用地の使用承諾が取れない**
- 森林施業の集約化に必要な同意を取得できず、**森林整備が困難**

森林所有者情報の精度向上が喫緊の課題

所有者不明土地の割合に関する調査結果

平成28年度地籍調査における土地所有者等¹に関する調査
(平成8年度に一筆地調査を実施した地区を対象に調査)

	地域別 ² の調査結果 【()内の数字は調査対象筆数に対する割合】				
	全体	都市部 (D D)	宅地	農地	林地
調査対象筆数	622,608	79,783	98,775	200,617	243,433
登記簿上で 所在確認	497,549 (79.9%)	68,203 (85.5%)	81,610 (82.6%)	166,648 (83.1%)	181,088 (74.4%)
登記簿のみでは 所在不明	125,059 (20.1%)	11,580 (14.5%)	17,165 (17.4%)	33,969 (16.9%)	62,345 (25.6%)

1 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

2 1 調査地区には、様々な地帯(宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

資料：国土交通省「国土審議会土地政策分科会特別部会第1回資料」より抜粋

提案の背景

H23年森林法改正（H24年4月1日施行）

- 新たに森林所有者となった者は市町村長への届出を義務化（第10条の7の2関係）
- 市町村等が保有する森林所有者等に関する情報について、森林法の施行に必要な限度で、当該情報の保有目的以外での内部利用が可能に（第191条の2関係）

H28年森林法改正（H29年4月1日施行）

- 市町村が林地台帳を作成し、公表することを義務化（第191条の4、第191条の5関係）

森林経営管理法制定（H31年4月1日施行）

- 市町村は、森林所有者の意向調査を実施（第5条関係）
- 市町村は、不明森林所有者等の探索を実施（第10条、第24条関係）

固定資産課税台帳 の内部利用

- H24年4月1日以降に届出の義務がある者に限り可能（H24年3月26日林野庁計画課長通知）

- 上記のほか市町村が保有する情報、法務局の登記簿、都道府県の森林簿等を活用

所有者情報の
正確性が不十分

森林法・森林経営管理法
の円滑な運用に支障

具体的な支障事例

林道整備における事例

- 森林法第193条に基づく林道の整備は、森林所有者から「土地使用承諾書」を提出してもらい開設。
- 林道開設予定地の登記簿等を基に所有者を探索するが、所有者不明森林が存在。

支障となった事項

- 不明所有者の探索のため、他市町村への戸籍謄本や住民票の請求などの業務が増大し、多大な時間と労力を費やしている。
- 不明のままの場合、やむを得ず一部ルートを変更する事例もある。

町有林の管理に関する事例

- 町有林の管理や森林整備を行う際に、隣接所有者との調整が必要となったが、相続登記されておらず所有者不明森林が存在。

支障となった事項

- 不明所有者の探索のため、他市町村への戸籍謄本や住民票の請求などの業務が増大し、多大な時間と労力を費やしている。

伐採・造林届出制度の事例

- 市町村が伐採・造林の届出(森林法第10条の8)を受理する際に、正当な権原を有する者からの届出であるかを確認。

支障となった事項

- 登記名義人が死亡している場合、相続人や現在の管理者の確認作業に多大な時間と労力を要している。

今後懸念される支障事例

森林経営管理法の不明森林所有者のみなし同意（第24条～32条）

- 所有者不明森林に係る特例により経営管理権集積計画を定める場合は、不明森林所有者を探索。
- なお不明な場合は、その旨及び経営管理権集積計画を公告。
- 公告期間中に不明な森林所有者が現れない場合は、市町村長が都道府県知事に裁定を申請。
- 都道府県知事の裁定があれば、当該経営管理権集積計画に不明森林所有者が同意したものとみなす。

経営管理意向調査の実施

林地台帳【所有者情報】

- 登記簿情報
- 森林簿情報
- **固定資産課税台帳**
(平成24年4月1日以降)
- 森林組合等からの情報

森林所有者
(みなされる者)

意向調査票の送付

森林所有者が不明

- 宛所不明
- 1月以上返答なし

不明森林所有者等の探索

当該森林の登記事項証明書

登記名義人等の戸籍簿等による探索

意向調査票の送付

森林所有者が不明のまま

公告・裁定

市町村の公告
・経営管理権集積計画
・所有者不明森林の所在 等

6月以内に申出なし

都道府県知事へ裁定の申請

都道府県知事の裁定・公告
・必要かつ適当と認める場合

不明森林所有者のみなし同意

問題点 固定資産税の納税者が存在する可能性が排除できない。(H24年3月31日以前に納税者となった者)

不明森林所有者等の探索には、**固定資産課税台帳の情報**の内部利用拡大が必須

提案による効果

■ 森林法・森林経営管理法の円滑な運用

- 森林法第191条の4に基づく林地台帳の所有者情報の精度が向上
- 森林法第193条に基づく林道開設事業等において、所有者の土地使用承諾の取得が効率化、造林事業等の森林施業の集約化の同意取得の効率化
- 森林経営管理法に基づく意向調査、不明森林所有者の探索等の効率化
- その結果、適切な森林の整備や経営管理を実現

■ 地方自治体の事務負担の軽減及び効率化

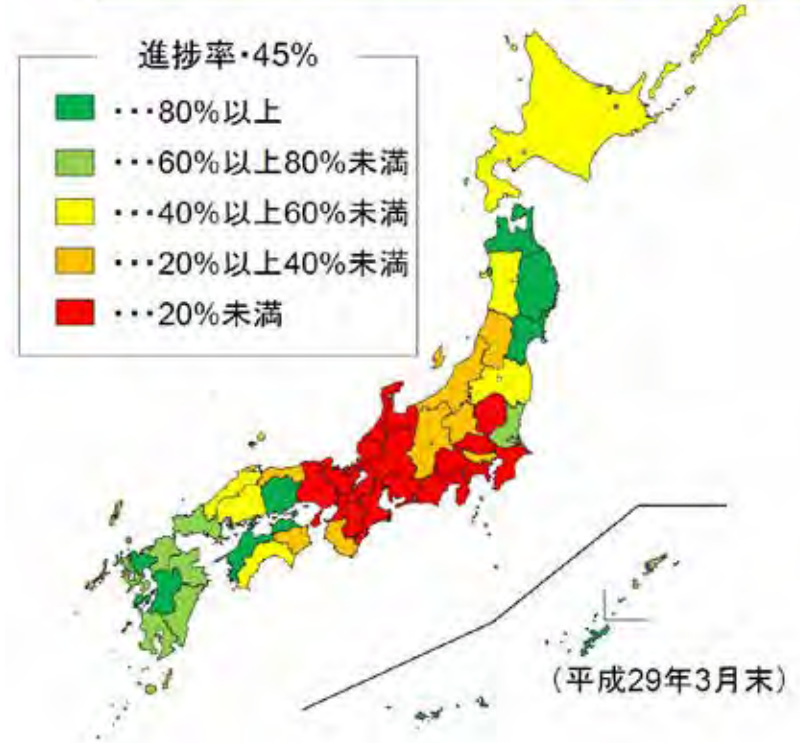
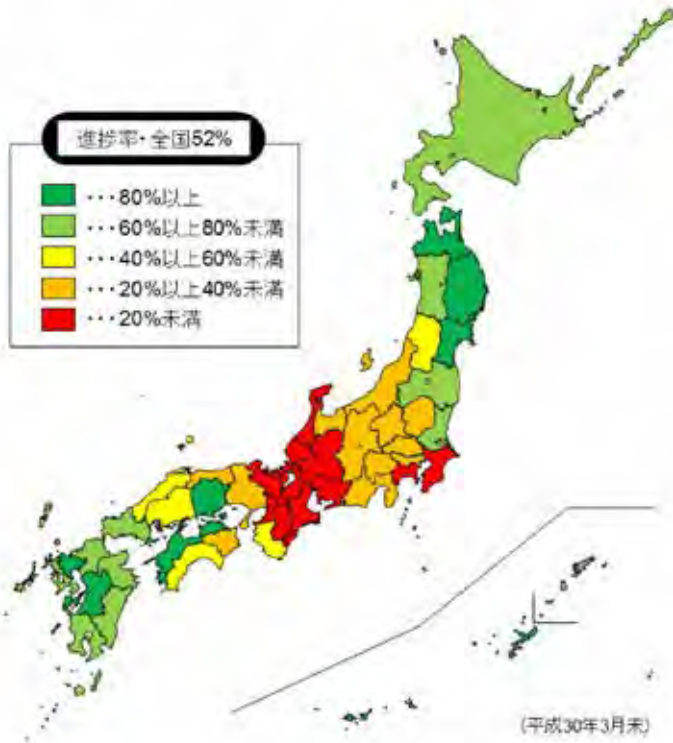
- 市町村等の職員の森林法及び森林経営管理法に関する事務負担が軽減され、効率的に運用可能

全国の地籍調査進捗率

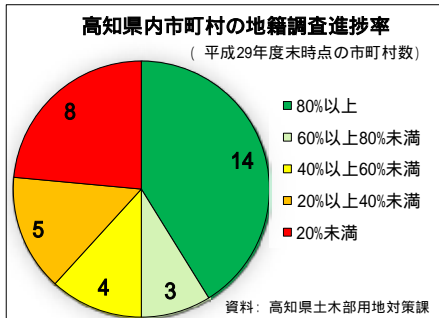
地籍調査進捗率（平成29年度末時点、H30. 3月調べ）

山村部のみの進捗率（都道府県別）

31



資料：国土交通省



- 高知県における進捗率は、平成29年度末時点で56%となっている。
- 調査開始は昭和32年度から（高知市）
- 調査完了は昭和54年度～平成29年度で6町村（沿岸部1町、山間部5町村）
- 調査済みの森林でも年数が経過している場合は相續登記がされていない場合が多くある。

■ H23年森林法改正（H24年4月1日施行）

■ 森林法 第191条の2

- 1 都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

■ H23年4月22日付け林野庁長官通知

「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」

- 1 (略)
- 2 行政機関内部での森林所有者等に関する情報の利用
(略) 改正後の森林法第191条の2第1項の規定に基づき、(中略)法の施行のため必要があるとき、都道府県又は市町村の林務部局においては、他部局が保有する森林所有者等に関する情報について、関係法令の規定を踏まえた上で、個人情報保護条例の規定の適用の下で目的外の利用が可能となるものと考えている。

同項に基づく森林所有者等に関する情報の利用として、次に掲げる事項が想定される。

- (1) 都道府県内の情報利用 (略)
- (2) 市町村内の情報利用

(次ページへ、つづく)

(前ページより、つづき)

(2) 市町村内の情報利用

ア 地籍調査により得られた地籍担当部局が保有する森林所有者等に関する情報

イ 地方税法第382条第1項及び第2項の規定に基づく登記所からの通知に記載された情報

なお、改正後の森林法における地方公共団体の税務部局が保有する情報の取り扱いについて、地方税法第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報のうち、当該税務部局が調査した結果、知り得た情報(登記簿と異なる情報)については、同法第22条の守秘義務が課される情報に該当するが、改正後の森林法第191条の2第1項の規定により、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出義務がある者に関し、地方公共団体の税務部局が保有する情報については、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととなり、林務部局への提供が可能となるが、その具体的な取扱いについては、別途通知する。

3 (略)

3 ■ H24年3月26日付け林野庁計画課長通知

「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」

1 提供を受けることが可能な情報について

地方税法第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳に記載されている森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者(以下「森林の土地の所有者」という。)に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報(以下「登記簿と異なる台帳記載情報」という。)については、同条の規定に基づき、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととなることから、市町村林務部局は地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることが可能である。

また、提供を受けることができる登記簿と異なる台帳記載情報は、森林法第191条の2第1項の規定に基づき同法の施行に必要な限度で利用しうるものであり、その内容については、森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所(所有権を移転せず変更された所有者の住所は、森林部局への届出義務がないため、提供を受けることができる登記簿と異なる台帳記載情報に含まれない。)、その森林の土地の所在、その森林の土地の面積、その森林の土地の持分(共有林に限る。)といった事項に限られる。

(以下略)

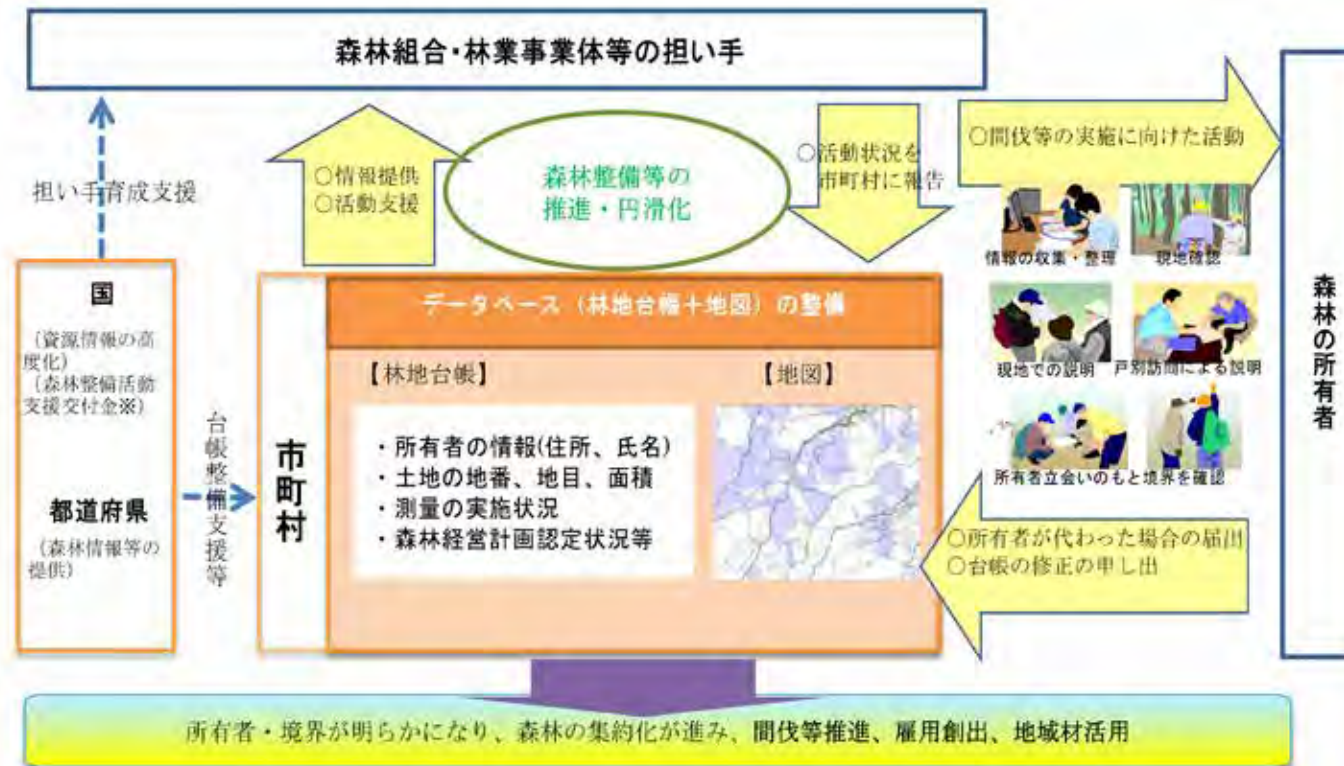
参考 林地台帳制度の概要（森林法第191条の4）

（林地台帳制度創設の背景）

- 木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林経営意欲が低下する中、森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明確な森林が増加し、森林整備に支障
- こうした状況を踏まえ、平成28年5月の森林法（昭和26年法律第249号）の一部改正において、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設

（林地台帳の目的）

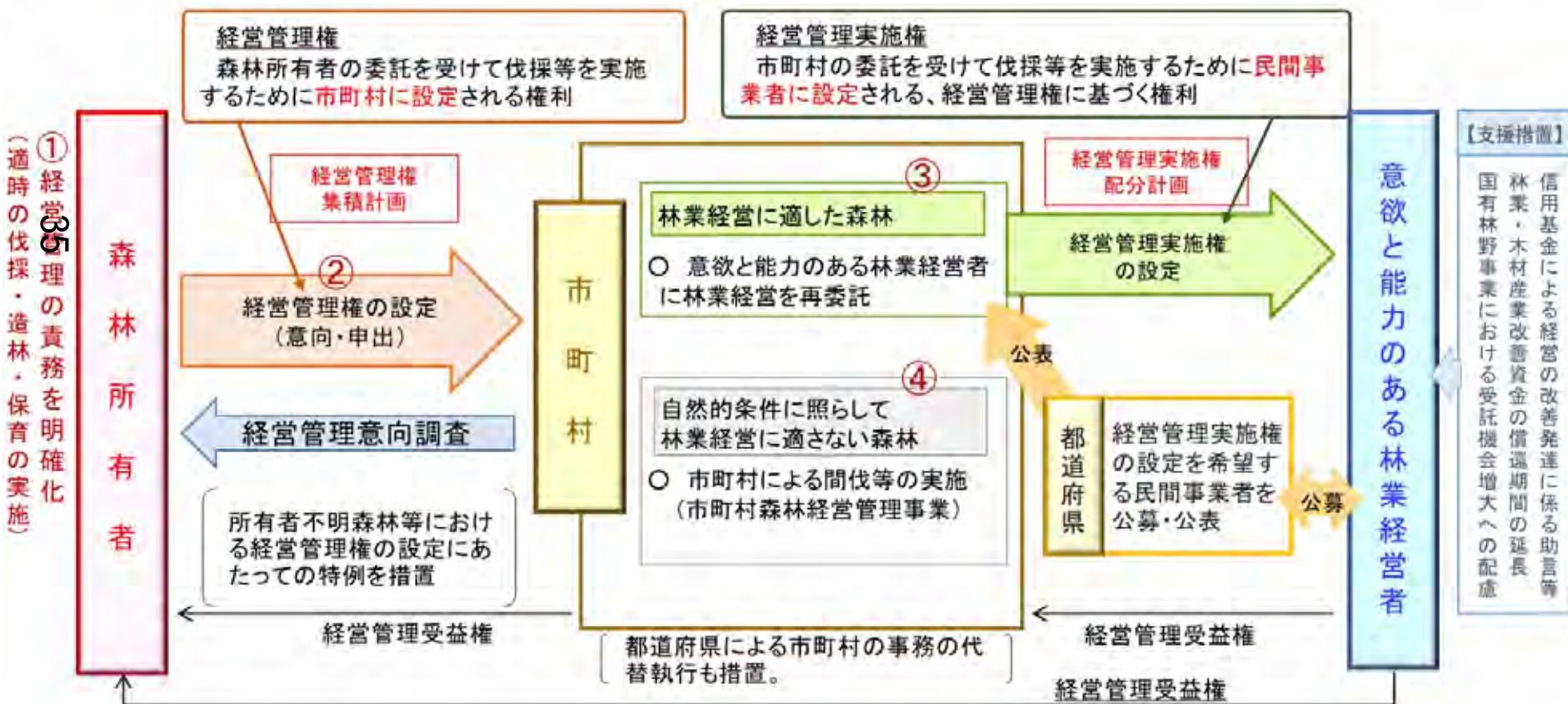
- 林地台帳の整備により、
 - ・情報の修正・更新を適切に行うことにより所有者情報の精度が向上
 - ・森林組合や林業事業者が、森林の所有者に関する情報をワンストップで入手できることにより、施業集約化が促進



（林地台帳及び地図整備マニュアルの概要（林野庁計画課資料）より引用）

森林経営管理法（森林経営管理制度）

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



資料：林野庁

● 共有者不明森林に係る特例（第十条から第十五条）

○ 数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができない場合

● 所有者不明森林に係る特例（第二十四条から第三十二条）

○ 森林所有者（数人の共有に属する森林にあつては、その森林所有者の全部）を確知することができない場合

36 不明森林所有者の探索（ここでは所有者不明森林について記述）

- 土地等の登記事項証明書の交付を請求すること。
- 所有者不明森林の土地を現に占有する者、所有権以外の登記された権利を有する者、当該所有者不明森林に係る情報を保有すると思料される者及び市町村が探索に必要な範囲内で保有する情報に基づき不明森林所有者情報を有すると思料される者に対し、不明森林所有者関連情報の提供を求めること。
- 登記事項証明書に記載された登記名義人又は表題部所有者等により判明した森林所有者と思料される者が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、登記名義人等に係る不明森林所有者関連情報の提供を求めること。
- 登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合は、登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の森林所有者と思料される者が記録されている戸籍簿等又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の不明森林所有者関連情報を保有すると思料される者に対し、不明森林所有者関連情報の提供を求めること。

探索の結果なお不明森林所有者を確知することができない場合

- 経営管理権集積計画及び所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積などを公告する。
- 公告の日から起算して六月以内に申し出がない場合は、知事に裁定を申請することができる。

■ 農地に関する情報

- 農地法（昭和27年法律第229号）第51条の2
- 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第102条

■ 空家等の所有者等に関する情報

- 37
- 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第10条

■ 土地所有者等関連情報

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第39条

■ 農地に関する情報 (H26年4月1日施行)

■ 農地法 第51条の2

- 1 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。
- 2 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者に対して、農地に関する情報の提供を求めることができる。

■ 農地法施行規則 第102条

農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第22条の規定に違反しない範囲内で行うものとする。

■ 空家等の所有者等に関する情報 (H27年2月26日一部施行)

■ 空家等対策の推進に関する特別措置法 第10条

- 1 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
(以下略)

39

■ 土地所有者等関連情報 (H30年11月15日一部施行)

■ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第39条

- 1 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等（土地又は当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報（土地所有者等と史料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
(以下略)